

公民館のあり方に関する 基本的考え方（案）

平成 27 年 10 月

生涯学習推進課

目次

I	検討の位置づけ	2
	区役所等の在り方に関する基本方針	別冊資料1
	区政運営のめざす方向性	3
II	公民館の現状	
1	公民館の法令他による位置づけ	4
2	まちづくり交流室・公民館設置状況	8
3	まちづくり交流室・公民館配置図	9
4	公民館講座利用状況	10
5	まちづくり交流室・公民館職員配置状況	12
6	平成26年度公民館事業概要	別冊資料2
III	公民館のあり方検討	
1	外部委託等による業務の効率的・効果的な運用	13
2	社会教育主事の配置見直し	14
3	公民館事業	16
参考	政令指定都市公民館施設	17

参考資料（関係法令 他）別冊資料3

I 検討の位置づけ

「公民館のあり方検討」は、平成27年3月に策定された「区役所等の在り方に関する基本方針」（別冊資料 1）に基づき策定している「区役所見直し実施プログラム」のうち、「3. 区役所等の体制整備」に関連して位置づけが変更される、熊本市の19の公立公民館について、事業、運営、職員配置などについて検討するものです。

区役所等の在り方に関する基本方針

区役所見直し実施プログラム

1. 本庁と区役所の役割分担の見直し
2. 市民が利用しやすい区役所づくり
3. 区役所等の体制整備
 - ①区役所のまちづくり推進体制強化
 - ②まちづくり交流室のまちづくり支援機能の強化
 - ③まちづくり交流室と一体となった公民館の運営体制の見直し

概要	「まちづくり交流室」「公民館」を、利用者に分かりやすい体制にするとともに、生涯学習事業による人材育成をまちづくりの実践の場に生かすために、業務の効率化を図りながら一体的な事業運営体制の強化を図る。	
取組内容	ア	「まちづくり交流室」と「公民館」の名称の統一及び、所管等の検討を行い、必要に応じて組織体制等の見直しを行う。
	イ	児童福祉業務、図書業務、貸館業務等について、外部委託等による業務の効率的・効果的な運用を検討するほか、社会教育主事の配置の見直しや内部事務の集約化等による業務効率化もあわせて検討する。
	ウ	まちづくりに携わる人材を育成するため、講座内容の充実に取り組む。また、育成した人材が地域で活躍できるような仕組みを構築する。

- ④サービス利用の実態等を反映した総合出張所・出張所の再編
- ⑤区役所、出張所等の施設の最適化
- ⑥まちづくり推進経費のあり方

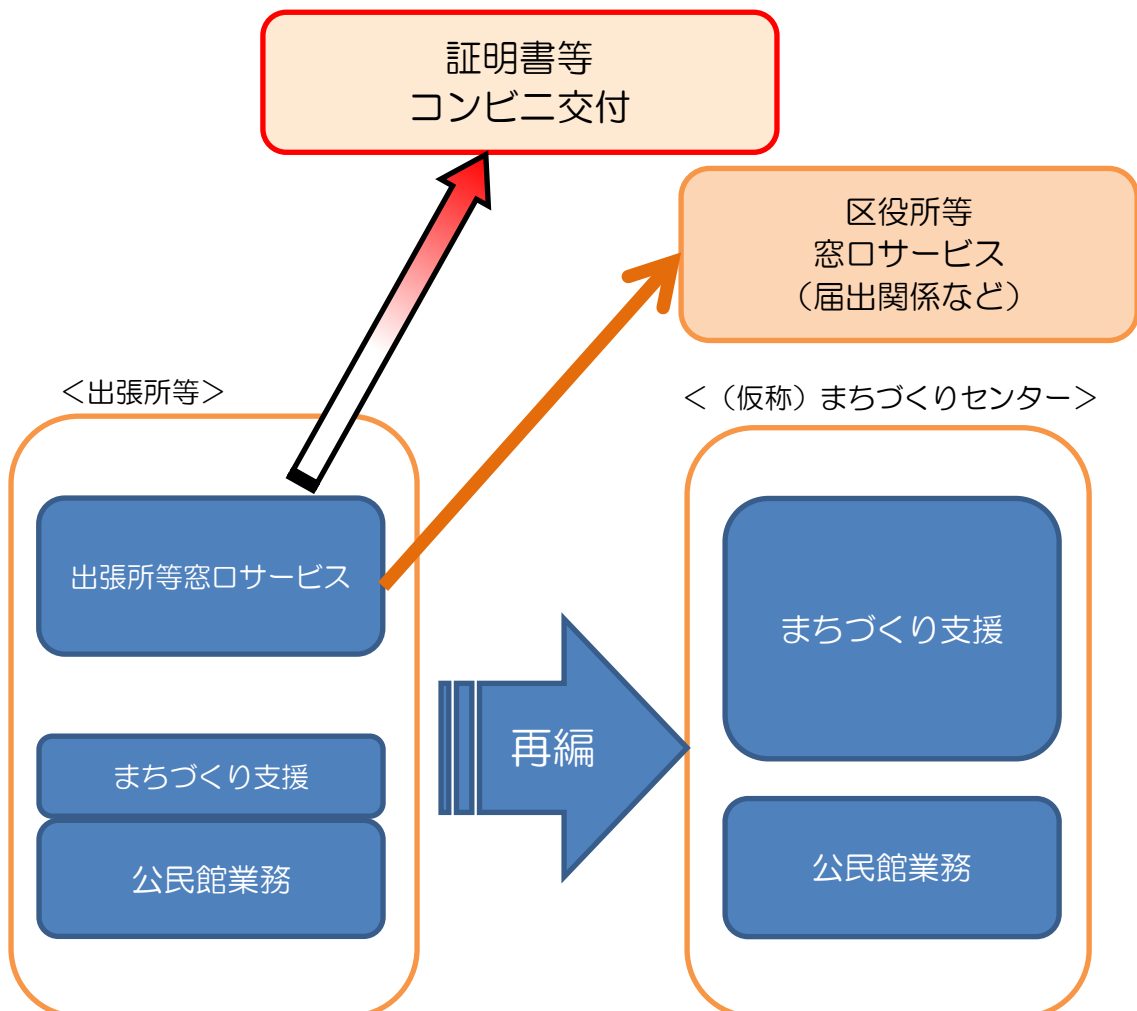
まちづくり支援機能強化と出張所等再編方針を策定

実施プログラムのうち、「③まちづくり交流室と一体となった公民館の運営体制の見直し」の取組内容のうち、今回は主に「イ」についてご意見を伺います。

区政運営のめざす方向性

出張所等窓口サービス業務を縮小し、地域力の維持・向上を図るため、区のまちづくり支援機能を強化
(証明書発行等窓口サービス業務の一部を、利便性の高いコンビニ交付へ)

<再編した場合の出張所等の例 イメージ図>



Ⅱ 公民館の現状

1 公民館の法令他による位置づけ

教育基本法	
（生涯学習の理念） 第3条	国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。
（家庭教育） 第10条	父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
（社会教育） 第12条	個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。
（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）第13条	学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

社会教育法 第5章（公民館）	
（目的） 第20条	公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
（公民館の設置者） 第21条	公民館は、市町村が設置する。 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。
（公民館の事業） 第22条	公民館は、第20条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。 一 定期講座を開設すること。 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
（公民館の運営方針） 第23条	公民館は、次の行為を行ってはならない。 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の <u>営利事務</u> に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。 （____の部分は「営利事業」とすべきものと思われる。）
（公民館の基準） 第23条の2	文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。
（公民館の設置） 第24条	市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。
（公民館の職員） 第27条	公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。
第28条	市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。
（公民館運営審議会） 第29条	公民館に公民館運営審議会を置くことができる。 2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

公民館の設置及び運営に関する基準	
（趣旨） 第1条	この基準は、社会教育法第23条の2第1項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。 2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。
（対象区域） 第2条	公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第6条第2項において「対象区域」という。）を定めるものとする。
（地域の学習拠点としての機能の発揮） 第3条	公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。 2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。
（地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮） 第4条	公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。
（奉仕活動・体験活動の推進） 第5条	公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。
（学校、家庭及び地域社会との連携等） 第6条	公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。 2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。 3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。 4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。
（地域の実情を踏まえた運営） 第7条	公民館の設置者は、社会教育法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。 2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

公民館の設置及び運営に関する基準	
（職員） 第8条	公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。 2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。 3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。
（施設及び設備） 第9条	公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。 2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。
（事業の自己評価等） 第10条	公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

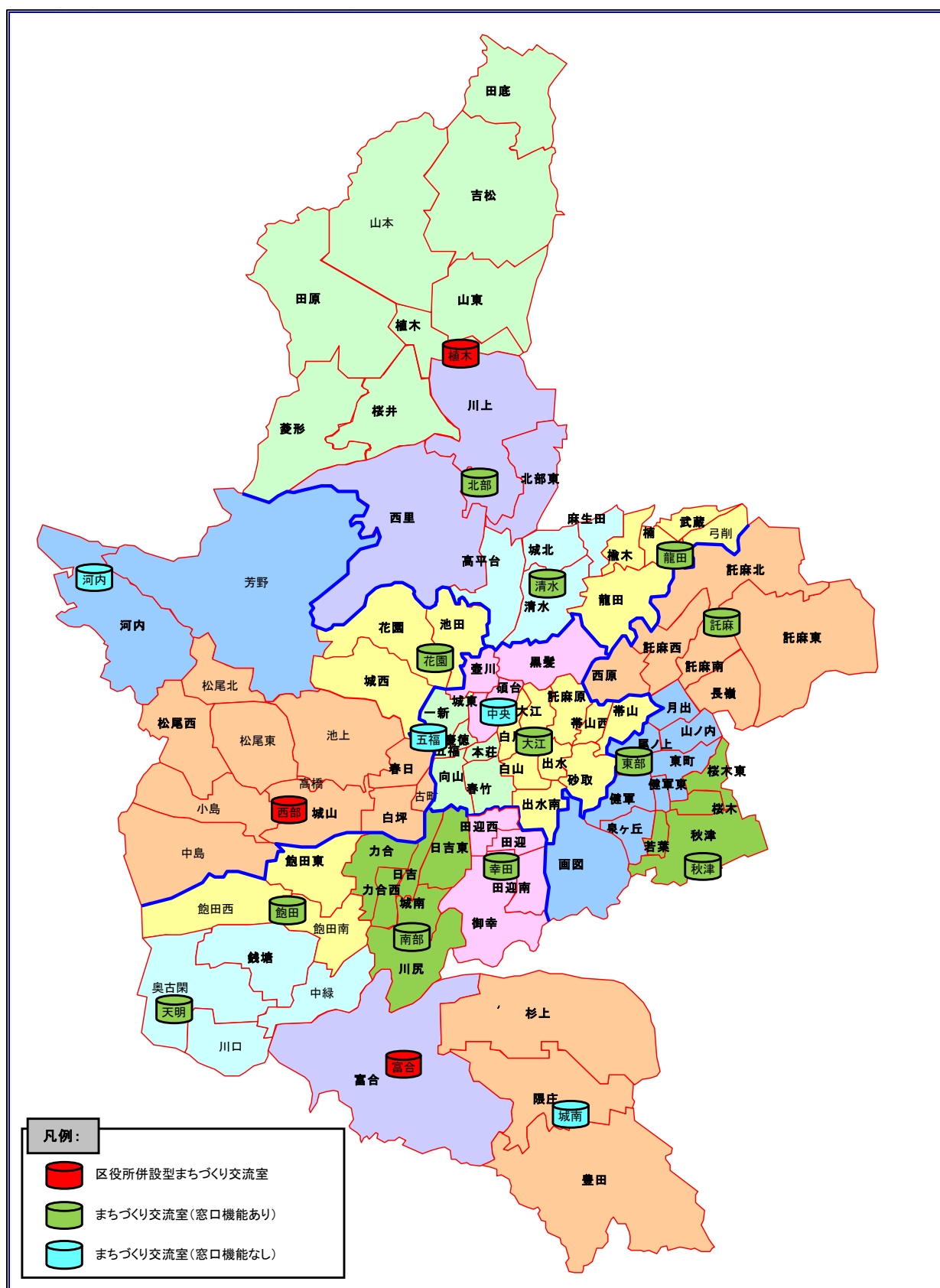
熊本市公民館条例	
（設置） 第1条	社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

熊本市公民館条例施行規則	
（目的） 第1条	公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の生活文化の振興及び社会福祉の増強を図ることを目的とする。
（事業） 第2条	公民館は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。 (1) 定期講座を開設すること。 (2) 討論会、講習会、実習会及び展示会を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (6) 施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。
（職員） 第3条	公民館に館長、社会教育主事を置く。 2 前項のほか、公民館に必要な職員を置くことができる。

2 まちづくり交流室・公民館設置状況

区	名称	管轄校区	設置種別
中央区	中央まちづくり交流室 (中央公民館)	黒髪、壺川、城東、碩台	単独設置
	五福まちづくり交流室 (五福公民館)	一新、慶徳、向山、五福、 春竹、本荘	単独設置
	大江まちづくり交流室 (大江公民館)	出水、出水南、大江、帯山、 帯山西、白川、砂取、託麻 原、白山	出張所併設
東区	託麻まちづくり交流室 (託麻公民館)	託麻北、託麻西、託麻東、 託麻南、長嶺、西原	総合出張所併設
	秋津まちづくり交流室 (秋津公民館)	秋津、桜木、桜木東、若葉	出張所併設
	東部まちづくり交流室 (東部公民館)	泉ヶ丘、画図、尾ノ上、健 軍、健軍東、月出、東町、 山ノ内	出張所併設
西区	西部まちづくり交流室 (西部公民館)	池上、小島、春日、白坪、 城山、高橋、中島、古町、 松尾北、松尾西、松尾東	区役所併設
	河内まちづくり交流室 (河内公民館)	河内、芳野	単独設置
	花園まちづくり交流室 (花園公民館)	池田、城西、花園	総合出張所併設
南区	富合まちづくり交流室(富 合公民館)	富合	区役所併設
	飽田まちづくり交流室 (飽田公民館)	飽田西、飽田東、飽田南	総合出張所併設
	天明まちづくり交流室 (天明公民館)	奥古閑、川口、銭塘、中緑	総合出張所併設
	幸田まちづくり交流室 (幸田公民館)	田迎、田迎南、田迎西、御 幸	総合出張所併設
	城南まちづくり交流室 (城南公民館)	隈庄、杉上、豊田	単独設置
	南部まちづくり交流室 (南部公民館)	川尻、城南、日吉、日吉東、 力合、力合西	出張所併設
北区	植木まちづくり交流室 (植木公民館)	植木、桜井、山東、田底、 田原、菱形(大和地区)、 山本、吉松	区役所併設
	北部まちづくり交流室 (北部公民館)	西里、北部東、川上	総合出張所併設
	清水まちづくり交流室 (清水公民館)	麻生田、清水、城北、高平 台	総合出張所併設
	龍田まちづくり交流室 (龍田公民館)	楠、龍田、楡木、武蔵、弓 削	出張所併設

3 まちづくり交流室・公民館配置図



4 平成26年度公民館延べ利用実績

			中央	五福	大江	中央区計	託麻	秋津	東部	東区計	西部	河内	花園	西区計
公民館講座	主催事業 (講座・学級)	件	352	232	452	1,036	334	243	351	928	452	158	338	948
		人	7,479	5,509	9,670	22,658	6,118	4,672	10,420	21,210	9,792	4,390	7,412	21,594
	主催事業 (教養講演会)	件	5	5	6	16	7	6	6	19	4	5	5	14
		人	514	224	1,480	2,218	740	928	828	2,496	478	178	491	1,147
	自主講座	件	1,308	1,153	1,274	3,735	1,345	1,089	1,609	4,043	1,125	322	988	2,435
		人	29,464	17,159	26,240	72,863	22,216	19,927	32,530	74,673	16,135	2,593	15,536	34,264
	合計	件	1,665	1,390	1,732	4,787	1,686	1,338	1,966	4,990	1,581	485	1,331	3,397
		人	37,457	22,892	37,390	97,739	29,074	25,527	43,778	98,379	26,405	7,161	23,439	57,005
一般貸館	有料	件	2,481	1,203	1,602	5,286	908	1,062	1,682	3,652	1,441	164	558	2,163
		人	30,912	12,759	23,374	67,045	14,824	16,104	24,659	55,587	30,452	2,966	10,316	43,734
	無料	件	315	108	36	459	93	166	136	395	230	140	114	484
		人	7,733	1,865	1,445	11,043	3,073	3,293	3,474	9,840	8,473	3,005	1,979	13,457
	合計	件	2,796	1,311	1,638	5,745	1,001	1,228	1,818	4,047	1,671	304	672	2,647
		人	38,645	14,624	24,819	78,088	17,897	19,397	28,133	65,427	38,925	5,971	12,295	57,191
総合計		件	4,461	2,701	3,370	10,532	2,687	2,566	3,784	9,037	3,252	789	2,003	6,044
		対前年	△ 56	441	19	404	△ 9	216	154	361	104	△ 162	13	△ 45
			98.8%	119.5%	100.6%	104.0%	99.7%	109.2%	104.2%	104.2%	103.3%	83.0%	100.7%	99.3%
		人	76,102	37,516	62,209	175,827	46,971	44,924	71,911	163,806	65,330	13,132	35,734	114,196
		対前年	2,740	3,153	608	6,501	△ 1,888	4,699	3,723	6,534	5,239	△ 1,358	△ 3,998	△ 117
			103.7%	109.2%	101.0%	103.8%	96.1%	111.7%	105.5%	104.2%	108.7%	90.6%	89.9%	99.9%
25年度実績		件	4,517	2,260	3,351	10,128	2,696	2,350	3,630	8,676	3,148	951	1,990	6,089
		人	73,362	34,363	61,601	169,326	48,859	40,225	68,188	157,272	60,091	14,490	39,732	114,313

			富合	飽田	天明	幸田	南部	城南	南区計	植木 (本館)	植木 (分館)	北部 (本館＋分館)	清水	龍田	北区計	総合計
公民館講座	主催事業 (講座・学級)	件	212	164	86	209	293	126	1,090	95	52	542	306	186	1,181	5,183
		人	3,588	2,209	993	5,609	7,628	2,807	22,834	1,935	855	9,553	4,579	4,971	21,893	110,189
	主催事業 (教養講演会)	件	10	4	4	4	3	10	35	1	0	4	1	1	7	91
		人	307	328	230	678	205	1,885	3,633	200	0	95	30	231	556	10,050
	自主講座	件	453	730	512	1,132	906	0	3,733	248	6	1,936	1,262	1,108	4,560	18,506
		人	5,106	6,801	4,833	21,212	12,451	0	50,403	3,241	108	25,908	26,087	21,294	76,638	308,841
	合計	件	675	898	602	1,345	1,202	136	4,858	344	58	2,482	1,569	1,295	5,748	23,780
		人	9,001	9,338	6,056	27,499	20,284	4,692	76,870	5,376	963	35,556	30,696	26,496	99,087	429,080
一般貸館	有料	件	1,086	669	190	448	555	1,582	4,530	734	1,084	1,080	1,101	900	4,899	20,530
		人	19,253	10,970	2,887	7,632	5,851	28,406	74,999	29,748	9,789	11,026	11,448	12,197	74,208	315,573
	無料	件	816	174	158	122	81	653	2,004	639	437	373	214	367	2,030	5,372
		人	15,177	3,113	3,483	2,469	2,219	11,798	38,259	16,909	9,171	8,963	4,925	11,088	51,056	123,655
	合計	件	1,902	843	348	570	636	2,235	6,534	1,373	1,521	1,453	1,315	1,267	6,929	25,902
		人	34,430	14,083	6,370	10,101	8,070	40,204	113,258	46,657	18,960	19,989	16,373	23,285	125,264	439,228
総合計		件	2,577	1,741	950	1,915	1,838	2,371	11,392	1,717	1,579	3,935	2,884	2,562	12,677	49,682
		対前年	611	247	△ 28	△ 22	170	1,000	1,978	157	△ 2,184	420	△ 20	185	△ 1,442	1,256
			131.1%	116.5%	97.1%	98.9%	110.2%	172.9%	121.0%	110.1%	42.0%	111.9%	99.3%	107.8%	89.8%	102.6%
		人	43,431	23,421	12,426	37,600	28,354	44,896	190,128	52,033	19,923	55,545	47,069	49,781	224,351	868,308
		対前年	1,197	△ 3,284	△ 1,408	△ 1,659	2,785	11,244	8,875	7,599	△ 28,811	3,090	1,010	7,145	△ 9,967	11,826
			102.8%	87.7%	89.8%	95.8%	110.9%	133.4%	104.9%	117.1%	40.9%	105.9%	102.2%	116.8%	95.7%	101.4%
25年度実績		件	1,966	1,494	978	1,937	1,668	1,371	9,414	1,560	3,763	3,515	2,904	2,377	14,119	48,426
		人	42,234	26,705	13,834	39,259	25,569	33,652	181,253	44,434	48,734	52,455	46,059	42,636	234,318	856,482

5 まちづくり交流室・公民館 職員配置状況（平成27年10月現在）

No.	室名	区	室長 (公民館長併任)	社会教育主事 [教育政策課付]		主幹	主査	参事・ 主任	副主任・主任主事 ・主任技師・主事		社会教育 指導員	図書業務 嘱託員	児童館	児童室	管理業務 嘱託員
				教育職	行政職					再任用	非常勤職員				
1	中央	中央	1	1		1		1	1	1	2	2	-	-	2
2	大江		1	1		1			1	2	2	-	-	2	2
3	五福		1	1		1			2	1	2	2	-	2	2
4	東部	東	1	1			1		2	1	2	3	2	-	2
5	託麻		1	1			1		1	2	2	2	2	-	2
6	秋津		1	1		1			1	2	2	2	2	-	2
7	西部	西	1	1			1		1	2	2	2	2	-	2
8	花園		1	1			1	1		2	2	2	2	-	2
9	河内		1	1		1			1	3	2	2	-	-	2
10	南部	南	1	1			1		1	1	2	2	2	-	2
11	幸田		1	1		1			1	2	2	2	2	-	2
12	飽田		1		1 (再任用)		1	1		1	2	2	-	-	2
13	天明		1	1		1		1		1	2	2	-	2	2
14	富合		1	1			1		1	1	2	-	-	-	2
15	城南		1	1		1		1	2	1	2	-	-	-	2
16	龍田	北	1	1			1		1	2	2	2	2	-	2
17	清水		1	1		1		1	2		2	2	2	-	2
18	北部		1	1		1		1			2	2	-	-	2
	北部・西里										3	-	-	-	2
	北部東										2	-	-	-	-
19	植木		1		1	1		2	3		2	-	-	-	2

Ⅲ 公民館のあり方検討

1 外部委託等による業務の効率的・効果的な運用

区役所等の体制整備

出張所等窓口サービス業務を縮小し、地域力の維持・向上を図るため、区のまちづくり支援機能を強化

現状

まちづくり交流室・公民館

室長・館長は併任。職員の担当配分はあるが、一組織として、まちづくり支援と公民館業務を一体的に行う。

【課題】

○担当校区数に応じた人員の配置がなく、施設での業務が中心となりがちで、まちづくり支援が十分できていない。

○公民館活動による、まちづくり支援は一部行っているが、地域人材の育成などの継続的な支援が行える仕組みまでは至っていない。

見直し・再編

まちづくり支援センター（仮称）

○兼務で行っていたまちづくり支援業務と公民館業務を再編し、まちづくり機能を強化

○センターでは地域の担当が地域の課題を把握

○地域支援の仕組みを区役所のまちづくり推進担当部署が主導して構築

○公民館では、地域の要請するまちづくりに携わる人材を育成するため、講座内容の充実に取り組む。また、育成した人材が地域で活躍できるような仕組みを構築

○公民館の業務である児童福祉業務、図書業務、貸館業務等について外部委託等による業務の効率的・効果的な運用を検討

外部委託検討

・一部業務委託（職種別委託など） ・包括的委託（施設管理を含む）

【効果】

○一般職員の超過勤務削減

○図書室の時間延長への対応 等

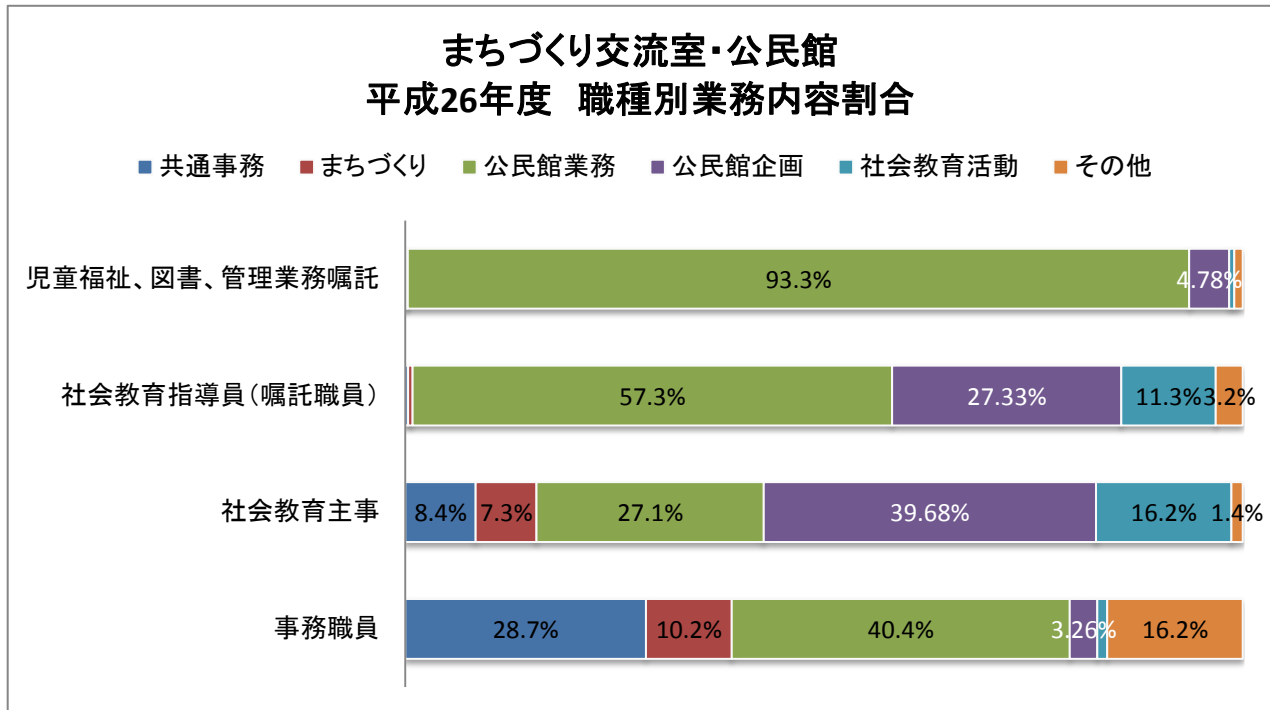
【課題】

○老朽化の進む施設の管理

○講座の運営、企画、広報などに必要な水準を保てる人材の確保

2 社会教育主事の配置見直し

各公民館の社会教育主事は、現状、貸館業務、公民館の施設管理等、専門的な業務以外にも、多くの時間携わっている。



【社会教育主事に求められる役割】

- ◎社会教育、学校教育の知識と技術を活かした活動を行う
- ・ 現代的、地域的課題を研究分析した講座・講演会の企画
 - ・ 学校との連携が必要な各種の活動のコーディネート
 - ・ 市民企画講座の支援
 - ・ 地域人材育成、活用
 - ・ 家庭教育学級支援 等

【配置案の考え方】

- ◎区役所等に集約して配置
- ・ 区役所への配置 または
 - ・ 複数の公民館をとりまとめる公民館に配置

イメージ図

中央区利用者 ↓

東区利用者 ↓

19 小学校
9 中学校
中央区人口
(176,121人)

中央区役所

主催・自主	件数	4787 件
	利用者	97,739 人
一般貸館	件数	5745 件
	利用者	78,088 人
合 計	件数	10,532 件
	利用者	175,827 人

「お出かけ」
13件

18 小学校
9 中学校
東区人口
(190,633人)

東区役所

主催・自主	件数	4,990 件
	利用者	98,379 人
一般貸館	件数	4,047 件
	利用者	65,427 人
合 計	件数	9,037 件
	利用者	163,806 人

「お出かけ」
43件

中央公民館

大江公民館

五福公民館

東部公民館

託麻公民館

秋津公民館

15

西区役所

16 小学校
8 中学校
西区人口
(92,830人)

主催・自主	件数	4,858 件
	利用者	76,870 人
一般貸館	件数	6,534 件
	利用者	113,258 人
合 計	件数	11,392 件
	利用者	190,128 人

「お出かけ」
50件

南区役所

南区人口
(128,142人)

南区利用者 ↑

北区利用者 ↓

「お出かけ」
27件

北区役所

主催・自主	件数	5,748 件
	利用者	99,087 人
一般貸館	件数	6,929 件
	利用者	125,264 人
合 計	件数	12,677 件
	利用者	224,351 人

20 小学校
8 中学校
北区人口
(144,843人)

西部公民館

花園公民館

河内公民館

「お出かけ」
74件

西区利用者 ↓

主催・自主	件数	3,397 件
	利用者	57,005 人
一般貸館	件数	2,647 件
	利用者	57,191 人
合 計	件数	6,044 件
	利用者	114,196 人

南部公民館

富合公民館

鮎田公民館

幸田公民館

城南公民館

天明公民館

清水公民館

北部公民館

植木公民館

龍田公民館

3 公民館事業

(1) 主催事業

- ① 地域の課題解決に向けた講座の開設、講演会等の開催
 - ・新たなまちづくり支援機能の強化により、地域からあげられる課題への対応
- ② 地域を担う人材の育成支援
 - ・学校支援の人材育成
- ③ あらゆる世代の多様な市民ニーズに対応する講座等の開設
 - ・青少年、働く世代などの利用が少ない市民に有用と感じられるもの
 - ・障がいのある方にも合理的配慮を行い、参加できる機会を広げていく

(2) 家庭教育・子育て支援

- ① 域内の学校における家庭教育学級支援・開設支援
- ② 学校保護者への家庭教育に関する講演会等の開催
- ③ 子育てサロン事業
 - ・集いの場での保護者同士の情報交換
 - ・子育て相談会、育児講座、親子講座

(3) 学校・地域連携

- ① 学校授業でのお出かけ公民館講座開催
- ② 地域人材による学校支援（放課後教室等）のコーディネート
- ③ 放課後、土日の公民館における学習支援、子どもの居場所創出
- ④ 地域団体、民生委員・児童委員、地域公民館等との連携事業

(4) 市民の学習支援

- ① 市民企画講座の開催
- ② 市民の自主運営講座の支援
- ③ 学習を活かしたボランティア活動の推進
- ④ 広報紙、ホームページ等による学習情報提供の充実

(5) 児童館・児童室

- ① 地域における子どもの安全な居場所の確保
- ② 子育てサロン事業との連携

(6) 図書室

- ① 身近な地域での図書サービスの拠点としてのサービス充実
 - ・地域の実情や市民の多様な生活時間等に配慮し、開館時間・開館日数の延長が図られるよう検討することが必要
- （熊本市図書サービスのあり方について 平成27年3月）

(7) 貸館業務

- ① 地域住民に利用しやすい活動施設
- ② 社会教育法に則った運営

参考 政令指定都市公民館施設

H27.6月聞き取り調査

都市名	施設	管理運営手法	設置条例等	主な併設施設（一部の場合あり）	社教主事	備考
札幌市	生涯学習センター	指定管理	札幌市生涯学習センター条例	若者活動センター、教育センター リサイクルプラザ	4人	市教委に4人配置 指定管理者に社会教育主事有資格者あり(4人程度)
	区民センター・地区センター・コミュニティセンター	指定管理	札幌市区民センター条例	図書室	なし	
	月寒公民館	指定管理	札幌市公民館条例	まちづくりセンター	なし	
仙台市	生涯学習支援センター 各区中央市民センター(5館) 地区市民センター(54館)	指定管理	仙台市市民センター条例	児童館(室)	18人	社会教育主事は、生涯学習センター4人、各区中央市民センター14人(2～3人)配置。各市民センターへの助言・指導等を行う(市民センターにおいて指定管理者と協働で事業を行うこともある)。
さいたま市	生涯学習総合センター	直営	さいたま市公民館条例	公民館、図書館、男女共同参画推進センター	17人	生涯学習センターは中央公民館の位置づけ 社教主事は公民館に配置
	公民館(全59館)	直営		出張所、コミュニティセンター		
千葉市	公民館(47館)	直営	千葉市公民館設置管理条例	出張所、図書室	なし	
	生涯学習センター	指定管理	千葉市生涯学習センター設置管理条例	図書館	なし	指定管理者が社会教育主事を13人配置
横浜市	横浜市社会教育コーナー	指定管理	横浜市教育文化センター条例		なし	
	市民活動・生涯学習支援センター(全18館)	直営／委託	〇〇区民活動センター要綱等(区ごと)	区役所、子育て支援拠点、国際交流ラウンジ		各区地域振興課に社会教育主事(補)を配置
	地区センター(全80館)	指定管理	横浜市地区センター条例	スポーツセンター、地域ケアプラザ		指定管理者に社会教育主事有資格者がいる場合あり
	コミュニティハウス(全83館)	指定管理				83館のうち32館を条例で規定。指定管理者に社教主事有資格者がいる場合あり
川崎市	教育文化会館	直営(窓口等一部委託)	川崎市教育文化会館条例	文化ホール、児童館・室	なし	辞令発令なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
	市民館(6館)・分館(6館)	直営	川崎市市民館条例	文化ホール、図書館、児童館(室)		
相模原市	総合学習センター	直営	相模原市立総合学習センター条例	出張所、図書室	なし	辞令発令なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
	公民館(全32館)	直営			なし	辞令発令なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
新潟市	生涯学習センター	直営	新潟市生涯学習センター条例	中央公民館	なし	平成27年度は配置なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
	公民館 全62館(分館18館含む)	直営	新潟市公民館条例	出張所、図書館	なし	辞令発令なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
静岡市	生涯学習センター(全11館)	指定管理	静岡市生涯学習施設条例	出張所、図書館	なし	辞令発令なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
	清水区生涯学習交流館(全21館)	指定管理		出張所、図書コーナー	なし	辞令発令なし(職員に社会教育主事有資格者あり)
	葵・駿河区生涯学習交流館(全8館)	直営		出張所、図書コーナー	なし	他課(地域総務課)職員が貸館業務を兼務
浜松市	協働センター(全41館)	直営	浜松市協働センター条例	出張所、図書室	なし	ソフト面(講座の取りまとめや大学との連携等)は生涯学習課所管、ハード面は市民協働課等で管理。
名古屋市	生涯学習センター 全17館(分館1館含む)	直営／指定管理	名古屋市生涯学習センター条例		13人	平成26年度から指定管理3施設。平成28年度から8館指定予定。 センターの館長・係員は区役所付きの職員。社会教育主事を直営の各館に1人ずつ配置、指定管理施設にも各館につき1人の担当(執務は別施設)。
京都市	生涯学習総合センター (京都アスニー・アスニー山科 2館)	直営	京都市生涯学習総合センター条例	図書館	15人	センターへの配置なし 講座の企画は公益財団法人に委託
大阪市	生涯学習センター(全3館)	指定管理	大阪市立生涯学習センター条例	出張所、市民学習センター、市民交流センター、図書室、児童館(室)	113人	公民館なし。市全体で社会教育主事を112人配置 指定管理の生涯学習関連施設にも社会教育主事あり
堺市	公民館(全6館)	直営	堺市公民館の設置及び管理に関する条例	出張所、図書室、児童館(室)	なし	公民館は貸館(無料)のみ 市で1人辞令発令(人権教育部局に配置)
神戸市	公民館(全7館)	直営	神戸市公民館条例	区民センター、地域福祉センター、図書室、児童館(室)	5人	3館がセントラル機能(社会教育主事を計5人配置、1人は本庁) 辞令発令はなく、教職が配置される。
	生涯学習センター	指定管理	神戸市生涯学習センターその他の条例	図書室、児童館(室)、デイサービスセンター、幼稚園	なし	教職のOBが再任用で配置
岡山市	公民館 全61館(分館24館含む)	直営	岡山市立公民館条例	出張所、図書室、コミュニティハウスを全校区に建設中	61人	うち正規職員の社会教育主事は34人。社教主事の正規職員化を進めており、採用の時点で公民館配属要員を確保している。
広島市	公民館(全70館)	指定管理	広島市公民館条例	出張所、図書室、児童館(室)	なし	指定管理者が12人配置
北九州市	市民センター(全133館)	直営	北九州市市民センター条例	出張所、図書室、児童館(室)	0人	各区役所には配置があり(社会教育主事9人、同主事補9人、いずれも嘱託。)、そこから市民センターに指示をする。正規職員の社会教育主事は本庁に1人のみ。
	生涯学習センター(全9館)	直営＋委託(窓口業務)	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	出張所、図書室、児童館(室)	2人	2館は総合センターと呼ばれる直営で、自主事業の企画等も行う。社会教育主事1人ずつ、正規職員あり(窓口は委託)。他7館は貸館のみ。正規職員なし(館長嘱託、窓口委託)
福岡市	公民館(146館)	直営	福岡市公民館条例	各小学校区に設置しているため、学校内や老人憩いの家に併設しているケースが多い。	0人	市民センター(全7区に1箇所。セントラル機能をもった公民館)は指定管理。図書館とセットになっている。社教主事は5人。 また、各区の生涯学習推進課に1人ずつ。教委生涯学習課1人・各区13人
熊本市	公民館(19館)	直営	熊本市公民館条例	出張所等、図書室、児童館(室)	19人	